

ご注意ください！

名義変更、電力会社の切り替えなどにより、
余剰電力の売電契約が解約されていませんか？



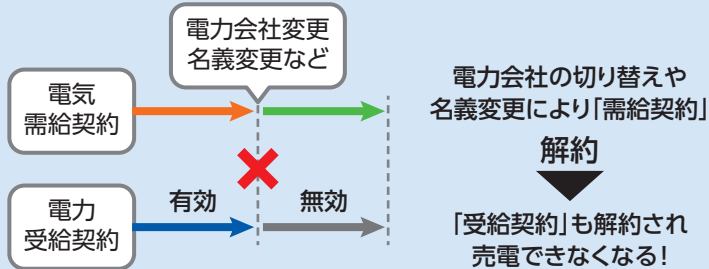
ご存知でしたか？

送配電事業者である東京電力パワーグリッド(株)が定める託送供給等約款が、2024年4月1日に改定されました。これに伴い、電気需給契約(お客様が小売電気事業者から電力を買う契約)を解約すると、同一場所での電力受給契約(発電者であるお客様が太陽光発電の余剰電力を売る契約)も解約されることになりました。詳しくは、東京電力エナジーパートナー(株)ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。



このようなケースにご注意！

電力会社の切り替えや名義変更するために電気需給契約を解約すると、合わせて売電するための電力受給契約も解約されます。そのため、**売電ができなくなる**という事態が発生します。



余剰電力の売電契約の再開のためには、「電力受給契約」の再申込が必要です。

詳しくは営業担当までお問い合わせください。